



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2019 JANUARY / 213号

★「いきなり！ステーキ」特許と「発明」★

「いきなり！ステーキ」というステーキ専門店の営業方法を巡る特許（いわゆる「ビジネスモデル特許」）が話題になっています。

1. 事件の経緯

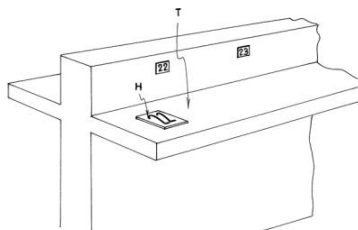
- 2014年6月4日 出願（特願 2014-115682）
- 2016年6月10日 登録（特許第 5946491 号）
- 2016年11月24日 異議申立
- 2017年11月28日 特許取消
- 2017年12月26日 知財高裁に提訴
- 2018年10月17日 判決（特許取消決定の取消）

2. 本件発明

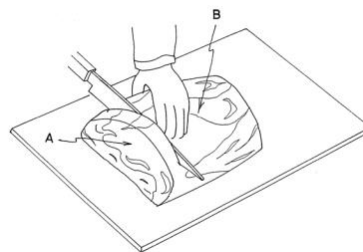
【請求項 1】（訂正請求後）

- A お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、
- B 上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、
- C 上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、
- D 上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備え、
- E 上記計量機が計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力することと、
- F 上記印しが上記計量機が出力した肉の量とテーブル番号が記載されたシールであることを特徴とする、
- G ステーキの提供システム。

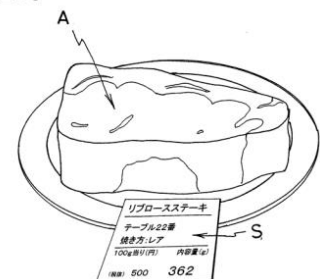
【図 1】



【図 2】



【図 3】



3. 争点

本件発明が「自然法則を利用した技術的思想の創作」（特許法 2 条 1 項）に該当するかどうか。

（裏面へ続く）

4. 特許庁の決定（特許取消）

本件特許発明において、「札」、「計量機」、「印し」及び「シール」は、それぞれの物が持っている本来の機能の一つの利用態様に過ぎないから、本件特許発明の技術的意義は、これらの物自体に向けられたものということは相当でない。

本件特許発明は「ステーキの提供システム」という「システム」を、その構成とするものである。本件特許発明は、その本質が、経済活動それ自体に向けられたものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当しない。

5. 知財高裁の判決（特許取消決定の取消）

本件計量機等は、「札」、「計量機」及び「シール（印し）」といった特定の物品又は機器（装置）であり、「札」に「お客様を案内したテーブル番号が記載され」、「計量機」が、「上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量」し、「計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力」し、この「シール」を「お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印し」として用いることにより、お客様の要望に応じてカットした肉が他のお客様の肉と混同することを防止することができるという効果を奏するものである。

（中略）

本件特許発明1は、ステーキ店において注文を受けて配膳をするまでの人の手順（本件ステーキ提供方法）を要素として含むものの、これにとどまるものではなく、札、計量機及びシール（印し）という特定の物品又は機器（装置）からなる本件計量機等に係る構成を採用し、他のお客様の肉との混同が生じることを防止することにより、本件ステーキ提供方法を実施する際に不可避免的に生じる要請を満たして、「お客様に好みの量のステーキを安価に提供する」という本件特許発明1の課題を解決するものであると理解することができる。

（中略）

本件特許発明1の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らすと、本件特許発明1は、札、計量機及びシール（印し）という特定の物品又は機器（本件計量機等）を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明1の課題を解決するための技術的手段とするものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するといえることができる。

6. 感想

特許庁と知財高裁の判断が異なる結論になったのは、「札」、「計量機」及び「シール（印し）」が本件発明において果たしている役割です。特許庁は、「それぞれの物が持っている本来の機能の一つの利用態様に過ぎない」といい、知財高裁は、「他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明1の課題を解決するための技術的手段」である、と述べています。

ビジネスモデル特許というと、コンピュータハードウェア資源を用いた処理であることが一般的です。経済法則、ゲームのルール、数学の公式、人間の精神活動などは発明に該当しないことは特許庁審査基準に明記されています。

本件特許では、肉の量とテーブル番号が記載されたシールを出力する計量機が広い意味ではコンピュータと言えるのかもしれませんが、このように、コンピュータの使用らしからぬ発明は極めて異例です。個人的には特許庁の決定の方がしっくりくる感じがします。